

京都市と畜場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第109号）

（産業観光局中央卸売市場第二市場業務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市と畜場の使用料の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり京都市と畜場条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第109号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

1,928 円
588
588

を

1,983 円
604
604

に、

」

354
834

を

364
857

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市と畜場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)